

## 施設基準等

令和7年4月1日現在

当院は、厚生労働大臣が定める基準による『基本診療料の施設基準等』により基準に適合している保健医療機関です。

### 1、療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1（20：1）（療養入院）第400号

当院では1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、8人以上の看護補助者が勤務しています。

1日に入院患者様20人に対し、看護職員（看護師比率2割以上）1人、看護補助者1人を配置し、交代で24時間看護を行っています。

日勤帯（8：30～16：30） 患者様 8人に対し看護職員1人、看護補助者1人

夜勤帯（16：30～8：30） 患者様24人に対し看護職員1人

院内感染防止対策実施・医療安全管理体制実施・褥瘡対策体制実施

### 2、入院時食事療養/入院時生活療養（I）（食）第462号

四国厚生支局へ届出を行っており、管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### 3、療養病棟療養環境加算1（療養1）第44号

### 4、がん治療連携指導料（がん指）第149号

阿南医療センター（肺癌・大腸癌） 徳島大学病院（胃癌・肝癌・大腸癌） 徳島赤十字病院（大腸癌・胃癌）

### 5、別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院（支援病3）第20号

### 6、在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料（在医総管）第290号

### 7、在宅がん医療総合診療料（在総）第215号

### 8、診療録管理体制加算3（診療録3）第102号

### 9、データ提出加算1・データ提出加算3 ロ（医療法上の許可病床数が200床未満）（データ提）第97号

#### 保険外併用療養費

◎特別の療養環境の提供 当院には特別の療養環境の提供による病床（室料差額徴収病床）が8床あります。

## 一般名処方加算に関する院内掲示

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和 6 年 10 月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み(長期収載品の選定療養)が導入されています。

一般名処方について、ご不明な点などございましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供できやすくなります。

※令和 6 年 10 月より導入された長期収載品の選定療養とは 医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択された場合に、後発品との差額の 4 分の 1 を患者様が負担する仕組み(選定療養)が導入されました。

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 医療 DX 推進体制整備加算について

当院では医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。